

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和2年1月21日（火） 10：01～10：13

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣

麻生太郎 国务大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

高市早苗 国务大臣（総務大臣，内閣府特命担当大臣）

森まさこ 国务大臣（法務大臣）

茂木敏充 国务大臣（外務大臣）

萩生田光一 国务大臣（文部科学大臣）

加藤勝信 国务大臣（厚生労働大臣）

江藤拓 国务大臣（農林水産大臣）

梶山弘志 国务大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

赤羽一嘉 国务大臣（国土交通大臣）

小泉進次郎 国务大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

河野太郎 国务大臣（防衛大臣）

菅義偉 国务大臣（内閣官房長官）

田中和徳 国务大臣（復興大臣）

武田良太 国务大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

衛藤晟一 国务大臣（内閣府特命担当大臣）

竹本直一 国务大臣（内閣府特命担当大臣）

西村康稔 国务大臣（内閣府特命担当大臣）

北村誠吾 国务大臣（内閣府特命担当大臣）

橋本聖子 国务大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣，内閣府特命担当大臣）

陪席者：西村明宏 内閣官房副長官

岡田直樹 内閣官房副長官

杉田和博 内閣官房副長官

近藤正春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 3件

○国会提出案件 2件

○政令 4件

○人事 2件

○配布 1件

いずれも，案件表のとおり，決定等となった。

議事内容：

○菅内閣総理大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、岡田副長官から御説明申し上げます。

○岡田内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、東日本大震災九周年追悼式の実施について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、内閣総理大臣及び内閣官房長官から御発言があります。

次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「アンドラ国」及び「モナコ国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、「行政組織の新設改廃状況報告書」について、御決定をお願いいたします。本件は、内閣府設置法及び国家行政組織法に基づき、昨年10月から本年1月までの間の行政組織の新設改廃状況を取りまとめ、国会に報告するものであります。

次に、「国民生活安定緊急措置法施行状況報告書」について、御決定をお願いいたします。本件は、同法に基づき、生活必需物資等の価格及び需給の調整等に関する緊急措置について、昨年7月1日から12月31日までの間において、講じた措置はないことを、国会に報告するものであります。

次に、政令4件について、御決定をお願いいたします。まず、「都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令」は、都市機能向上のため、大阪府の枚方市駅周辺地域を都市再生緊急整備地域として定める等の改正を行うものであります。

次に、「構造改革特別区域法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年1月27日と定めるものであり、「構造改革特別区域法施行令及び総合特別区域法施行令の一部を改正する政令」は、同改正法で設けられた清酒の製造体験の特例の活用について、必要な手続等を定めるものであります。

次に、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、エネルギーの使用の合理化を図ることが特に必要な自動車に、電気自動車を加える等の措置を講ずるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、侍従次長加地正人を願いに依り免じ、その後任に元特命全権大使別所浩郎を任命することについて、御決定をお願いいたします。

次に、數野寛外169名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。なお、元衆議院議員村岡兼造を正三位に叙するものがあります。

次に、配布資料といたしまして、「中長期の経済財政に関する試算」があります。本件につきましては、後程、西村大臣から御発言があります。

次に、件名外案件について、申し上げます。「円借款の供与に関する書簡」をマンマーとの間に交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、「下水道整備計画」外3件に、約1,209億円を限度とする円借款を供与することについて、取り極めるものであります。なお、本日の書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、私から、東日本大震災九周年追悼式の実施について、申し上げます。

1 追悼式は、来たる3月11日、国立劇場において、秋篠宮皇嗣同妃両殿下の御臨席のもとに、各界代表の参加を得て行うこと。

2 追悼式の実施のため、実行委員長は、内閣総理大臣とし、委員等は総理が委嘱すること。

としております。追悼式は、今後、関係方面とも密接な連携を取りつつ、速やかに諸般の準備を進め、その実施に万全を期すつもりでありますので、各位の御協力をお願いいたします。なお、政府として行う追悼式については、発災から10年となる来年まで実施したいと考えております。

次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：東日本大震災九周年追悼式につきましては、実行委員長は、私が務め、副委員長には、菅内閣官房長官、武田内閣府特命担当大臣及び田中復興大臣の3名に、また、実行委員には、各国务大臣、内閣官房副長官、内閣府の平副大臣等をお願いいたします。追悼式の実施に遺漏なきよう、必要な準備事務は、武田大臣を中心に行っていただきたい。

○菅国務大臣：次に、西村大臣。

○西村国務大臣：「中長期の経済財政に関する試算」をお手元に配布しております。

まず、今後の経済成長率については、足元に海外発の下方リスクがみられる中で、これまで取り組んできた成長戦略に加えて、総合経済対策により、民需主導の持続的な経済成長が確実なものとなることにより、2020年代前半に実質2%程度、名目3%程度を上回る成長率を実現する姿となっております。なお、名目GDPは2022年度の年度平均で595兆円、同2022年度の第4四半期である2023年1—3月期には600兆円に達する姿となっております。

プライマリーバランスについては、昨年7月の試算と同様、2021年度以降の歳出改革を織り込まない自然体の姿では黒字化は2027年度となりますが、着実な歳出改革を進めることにより、2025年度のPB黒字化目標の実現が視野に入る姿となっております。

引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、総合経済対策を着実に実行するとともに、成長戦略を大胆かつスピード感を持って進めます。同時に、昨年末に改定した改革工程表を海図に、新経済・財政再生計画に沿って歳出改革等の取組を着実に進め、2025年度の国・地方を合わせたPBの黒字化、債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指してまいります。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

なお、海外出張された農林水産大臣の帰朝報告は、お手元の資料のとおりです。御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件 〔 令和 2 年 〕 (火)
1 月 21 日

◎ 一般案件

- 資料あり ○ 東日本大震災九周年追悼式の実施について (内閣府本府)
資料なし ☆ アンドラ国及びモナコ国駐箚特命全権大使伊原純一に交付すべき信任状及び前任特命全権大使木寺昌人の解任状につき認証を仰ぐことについて (外務省)
(決定)

◎ 国会提出案件

- 資料あり ☆ 行政組織の新設改廃状況報告書について (決定)
(内閣官房・内閣府本府)
〃 ☆ 国民生活安定緊急措置法施行状況報告書 (令和元年7月1日から同年12月31日まで) について (消費者庁)
(決定)

◎ 政 令

- 資料あり ○ 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令 (決定)
(内閣府本府)
〃 ○ 構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (決定) (同上)
〃 ○ 構造改革特別区域法施行令及び総合特別区域法施行令の一部を改正する政令 (決定) (同上)
〃 ○ エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (決定)
(経済産業・国土交通省)

◎ 人 事

- 資料あり ○ 別所浩郎を侍従次長に任命し、侍従次長加地正人を願に依り免ずることについて (決定)

資料あり ○山梨大学名誉教授数野 寛外 1 6 9 名の叙位又は
叙勲について（決定）

◎配 布

☆中長期の経済財政に関する試算 （内閣府本府）

〔○署名あり ☆署名なし〕

件名外案件

〔令和2年〕
〔1月21日〕 (火)

◎一般案件

資料なし ○円借款の供与に関する日本国政府とミャンマー連
邦共和国政府との間の書簡の交換について
(決定) (外務省)

〔○署名あり ☆署名なし〕